記入日：令和　　年　　月　　日

「修学支援新制度」学業に係る適格認定に於ける『やむを得ない事情』の申告書

文京学院大学 学長　　殿

学籍番号	
氏　名 （自著）	

《奨学生(学生)記入欄》

※8割以上、必ず記入すること。

質問	この1年間で成績不振に陥った事由や、学業に支障が出た事由を詳細に記入して下さい。 特に、この1年間で自身、又は家族が災害・傷病、その他やむを得ない事由により、学修環境に影響を受けた場合は、そのことを詳細に記入してください。 （※新型コロナウイルス感染症による影響も含まれます。） ※具体的な「やむを得ない事由と認められる場合」については、別紙を参照してください。
回答	

※事由に該当するか否かの判定には奨学生の申告に加えて証明書類の提出、又は保護者や第三者による申告も必要になります。裏面に申告欄がございますので、必ず裏面もご記入のうえご提出ください

【提出期限】　令和６年２月１３日（火）　※学生支援グループ必着　〈厳守〉

※本書は『やむを得ない事情』があったとして再審査するか判断するためのものであり、判定の変更を保証するものではありませんので、予めご了承ください。

学生支援グループ

記入日：令和　　年　　月　　日

『やむを得ない事情』の申告事由に関する証明

《保護者、又は第三者記入欄》

1.表面にて奨学生が申告した『やむを得ない事情』に関する第三者の証明書類はありますか。
（例：病院の診断書、入院証明書、罹災証明書、など）

証明書類の提出　：　　可能　　・　　不可

※提出：「可能」を選択された方は、書類名をご記入のうえ本書へ添付してください。
（添付資料名：　　）

※第三者の証明書類が提出できる方は、以下の保護者又は第三者による申告欄に記入は不要です。

2.証明書類の提出：「不可」を選択された方は、表面にて奨学生が申告した『やむを得ない事情』に関して、保護者又は第三者（医師等）による証明を記入してください。

【記入者氏名】
（自著）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【奨学生との関係】　　保護者　　・　第三者　［　　］

質問	奨学生が申告した『やむを得ない事情』に関する証明する内容をご記入の上、申告してください。（第三者による証明書発行が不可の場合のみ） ※本申告内容を証明書類に代わるものとして、やむを得ない事由に該当するか否かの判定を実施します。
回答	

【提出期限】　　令和６年２月１３日（火）　　※学生支援グループ必着　〈厳守〉

※本書は『やむを得ない事情』があったとして再審査するか判断するためのものであり、
判定の変更を保証するものではありませんので、予めご了承ください。

学生支援グループ

「斟酌すべきやむを得ない事情」と認められる事由に関するご案内

学業に係る「適格認定」基準に於いて、「廃止」「警告」に該当する場合であっても、「斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置」より、「廃止」「警告」に該当しない場合があります。

以下の事由により、授業・試験へ出席が困難だった等、学業成績が基準を満たさなかった場合は、「やむを得ない事由があった」として【廃止・警告】から、【継続】判定へ変更される場合があります。

やむを得ない事由①

学生本人、又は家族の病気等による療養・介護により、学業に影響がでた場合（心身問わず）

やむを得ない事由②

災害や事故・事件の被害者になった事による傷病により、学業に影響がでた場合(心身問わず)

やむを得ない事由③

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等による授業・試験への出席困難等により、学業不振になった場合

check

※新型コロナウイルス感染症の影響により、下記のように学修環境に影響がでてしまった場合も「やむを得ない事由」として認定される可能性があります。

（例）
- オンライン授業による設備面、精神面などの弊害により学修環境に影響がでた場合
- 新型コロナ要因により家庭状況が変化したことで、学修環境に影響がでた場合
- 学生本人、又は家族が新型コロナ罹患・療養により、学修環境に影響がでた場合
- 新型コロナウイルス要因により学生本人が、体調面・精神面で支障をきたし、学修環境に影響がでた場合

注意

・上記①～③事由での申告書の提出を以って、必ず判定が「継続」（学業基準を満たす者）へ変更されることを保証をするものではございません。
最終的な判定は、日本学生支援機構の審査結果に拠ることを、ご了承のうえご提出ください。

・学生本人のアルバイト過多による学業不振については、たとえ学費・生活費のためであっても「やむを得ない事由」に含まれませんので、申告書には記入しないように留意してください。

・「やむを得ない」と認められる事由は、学生本人に帰責性が無い（努力不足とは認められない）と判断される場合に拠ります。

※事由①又は②に該当される方で、罹災証明・診断書等の第三者の証明書類（病院の入院証明書、民生委員の証明書等を含む）が提出できる方は、本申告書と合わせて添付してください。